『マスコミ市民』683 号（2026 年 1 月）

フェミサイド処罰の世界の動き（一）

前田　朗

ジュリア殺害事件

一一月二五日、イタリア議会はジェンダーを理由に女性を殺害する「フェミサイド」を独立した犯罪とする法案を、全会一致で可決した。法定刑は終身刑である。

この日は、国連「女性に対する暴力撤廃の国際デー」で、法案可決は象徴的な出来事となった。法案を閣議決定した三月八日は女性に対する暴力の根絶を訴える国際女性デーであった。

フェミサイド刑法は、以前から議論されていたが、今回の立法を促したのは、二二歳のジュリア・チェッケッティンさんが以前交際していた男性に殺された事件であった。二〇二三年一一月、元交際相手がジュリアさんを刺殺し、遺体を袋に包み、湖畔に遺棄した。

姉妹が、事件はイタリアに深く根付いた家父長制社会によるものだと指摘した。この言葉が変革を求める人々を動かしたという。

事件から二年後、議会はフェミサイド法を可決した。法案起草専門委員会は、犯罪に共通する特徴を調べるため、女性が被害者となった最近の殺人事件二一一件を検証したという。

フェミサイドには世界的に合意された定義があるわけではないため、統計を作成したり比較したりすることが難しい。法制化により、イタリアは今後、ジェンダーを理由にした女性に対する殺害をフェミサイドとして記録することになる。

その定義は、女性であることを理由に「憎悪、差別、支配、制御、又は従属の行為」として行われる殺人や、女性が関係を終わらせたために起こる殺人、又は「女性の自由を制限する」ために発生する殺人である。

二〇一一年、欧州評議会は「女性に対する暴力及び DV 防止条約」（イスタンブール条約）を採択したことが契機であった。キプロス、マルタ、クロアチアに続き、イタリアはフェミサイドの法的定義を刑法に導入した四つ目の欧州連合（EU）加盟国となる。

欧州の動向について筆者はこれまで次の文献を紹介した。①欧州ジェンダー平等研究所（EIGE）『フェミサイド――見えない被害者に光を当てる』（二〇二二年）、②EU・欧州ジェンダー平等研究所（EIGE）報告書『フェミサイドを定義し確認（同定・認定）する――文献レヴュー』（二〇二一年）、③国連麻薬犯罪事務所と国連ジェンダー平等・女性エンパワーメント部局『女性と少女のジェンダー関連殺害（「フェミサイド／フェミニシド」とも呼ばれる）を測定するための統計枠組み』（二〇二二年）、④EU・欧州ジェンダー平等研究所（EIGE）報告書『EU におけるフェミサイドに対抗するための法的対応の発展』（二〇二三年）。

ラテンアメリカのフェミサイド刑法

多くのメディアは、欧州ではフェミサイド刑法が数少ないこと、及びフェミサイドの定義が確立しているわけではないことを強調する。それはその通りだが、ラテンアメリカ諸国には以前からフェミサイド刑法があることを見落としている。

国連人権機関では一九九〇年代から「女性に対する暴力」の調査研究が続いてきた。一九九三年のウィーン世界人権会議で「女性の権利」と「女性に対する暴力」がテーマに掲げられ、同年一二

月、国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択された。一九九四年、国連人権委員会（当時）に「女性と少女に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者」が設置された。

女性に対する暴力の中でも、女性の死亡を惹起するフェミサイドについても国際的に調査・研究が盛んになってきた。すでに膨大な文献があり、実態調査、犯罪学研究、統計、類型論、法的定義、立証方法・基準、被害者遺族救済をめぐる研究が進んでいる。フェミサイドという言葉は一九七〇年代に用いられ始めたが、現在ではグローバルな政治社会的現象として理解されている。

一九九四年六月九日、米州機構はブラジルのベレム・ド・パラで、「女性に対する暴力防止・処罰・根絶に関する米州条約」を採択した（略称ベレム・ド・パラ条約）。

すでにボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ペルーはフェミサイド犯罪を刑法に導入しているという。フェミサイドを特別の刑事犯罪と見ることによって予防、適切な捜査、手続き、処罰が可能になる。

フェミサイド刑法について語るためにはラテンアメリカの動向を無視することはできない。

『マスコミ市民』684 号（2026 年２月）

フェミサイド処罰の世界の動き（二）

フェミサイド刑法の発展

日本では、二〇二五年のイタリア刑法改正によって欧州のフェミサイド刑法が四カ国となったことが報道された。ラテンアメリカ諸国にフェミサイド刑法があることが見落とされている。一九九四年の「女性に対する暴力防止・処罰・根絶に関する米州条約」（略称ベレム・ド・パラ条約）に始まり、フェミサイド刑法は十数カ国で制定されている。メキシコとブラジルについてすでに紹介した（前田朗「フェミサイド研究のために――ラテンアメリカのフェミサイド刑法の紹介」『女性・戦争・人権』二三号、二〇二四年）。

二〇〇七年、メキシコ政府は「暴力から自由な生活への女性のアクセス一般法」を制定した。二〇一二年、アクセス一般法及び連邦刑法に「フェミサイド」が追加された。フェミサイド暴力は「女性に対するジェンダー暴力のもっとも極端な形態であって、公共空間でも私的空間でも女性の人権侵害によって引き起こされ、一連の女性嫌悪的活動によって行われ、女性の殺害や暴力による死亡をもたらす」（アクセス一般法第二一条）と定義された。ジェンダーゆえの女性殺害にとどまらず、そうした犯罪を引き起こす「一連の女性嫌悪的活動」を射程に入れている。

連邦刑法第三二五条によると、フェミサイドはジェンダーに基づく理由で女性の生命を奪った者によって行われる。「ジェンダーに基づく理由」の判断基準は次のように列挙されている。

①被害者が性暴力の兆候を示す。

②被害者が生命剥奪の前又は後に、忌まわしい、品位を損なう傷害、又は死体嗜好症による行為を加えられた。

③家族、職場、学校環境における暴力であって、加害者が被害者に対して同様の類型の暴力を行った前例や情報がある。

④加害者と被害者の間に、感情的関係、情緒的関係、信頼関係があった。

⑤加害者が被害者に対して、犯罪行為に関する脅迫、ハラスメント、又は傷害を行ったことを証明する情報がある。
⑥被害者が生命剥奪の前に監禁されていた。
⑦被害者の遺体が公共空間に捨てられ、又は陳列された。

フェミジェノサイド

グローバルサウス・フェミニズムでは「フェミニズムと植民地主義」「フェミサイドとグローバル経済」「武力紛争フェミサイド」等の研究が進んでいる。ここではリタ・セガト＆リヴィア・ヴィテンチの共同論文「フェミジェノサイド」を紹介する。セガトは「ウィーン＋２０倫理法廷」の専門家で、メキシコにおける女性に対する犯罪民衆法廷判事（二〇一四年）などを務めた。ヴィテンチはカナダ在住のブラジル人人類学者で、先住民族研究者である。

セガト＆ヴィテンチはメキシコ、エルサルバドル、グアテマラ、コロンビア、ホンデュラス、ブラジルでの研究を踏まえて、人道に対する罪としてのフェミサイド、及びジェノサイドとしてのフェミサイドという法概念を提案する。「人」という概念は人類学でも法学でも、社会全体としてジェンダー暴力に対処するのが困難である。「普遍的テーマ」や「一般的関心」ゆえにジェンダーが除外されてしまうからである。このため女性に対するすべての犯罪が親密圏という私的領域に追いやられ、重要でないとみなされる。フェミサイド概念を通じて、被害女性が「完全な人」としての承認を得る。フェミサイド概念によって、実行犯と被害者の人間関係に着眼できる。麻薬対策などを通じて戦争概念が拡張され、人身売買が拡散している状況ではなおのこと重要である。

フェミジェノサイドは組織的かつ公然たる暴力的攻撃であって、女性の死、身体傷害、生存条件の逓減を含む。今日見られる法的空白を逃れ、正確な法的定義を提供することができる。

セガト＆ヴィテンチは、各種の国際人権法文書や国際刑法の実務を参照しながら、フェミジェノサイドを提唱する。一般的なフェミサイドと異なるのは、女性を標的としたジェノサイドであり、攻撃が組織的かつ公然たるものであり、強姦や性暴力や拷問による身体破壊であり、犯行動機や目的が個人的なものではないからである。セガト＆ヴィテンチは、カナダの先住民女性の失踪と殺害を基に詳細に分析する。

日本軍性暴力・性奴隷制の歴史を考慮すると、アジアにおけるフェミジェノサイド概念の検討も必要となるだろう。

『マスコミ市民』685 号（2026 年３月）

フェミサイド処罰の世界の動き（三）

植民地フェミサイド

二〇二五年にイタリアがフェミサイド刑法を導入した。欧州では四カ国目のフェミサイド刑法であり、ラテンアメリカではメキシコ、ブラジルをはじめ十数カ国にフェミニズム刑法がある。国連「女性に対する暴力」撤廃宣言、米州及び欧州の女性に対する暴力撤廃条約があり、女性に対する暴力撤廃は国連人権理事会の主要テーマである。フェミサイドは世界共通の重大深刻犯罪である（前田朗「フェミサイド研究のために――ラテンアメリカのフェミサイド刑法の紹介」『女性・戦

争・人権』二三号）。

世界のフェミサイドが同じ現象とは限らない。ミルナ・ドーソン＆サイード・モバイェド・ヴェガ編『フェミサイドに関するラトリッジ国際ハンドブック』（ラトリッジ出版、二〇二三年）は、フェミサイドの世界的共通現象としての局面と、それぞれの地域・国家に特徴的な局面の双方に焦点を当てる。前回紹介したフェミジェノサイドは世界中で起きているが、その現象形態は地域・国によって異なる。

欧州フェミニズムは、先進資本主義国家における日常のフェミサイドに焦点を当てるが、グローバルサウス・フェミニズムでは「フェミニズムと植民地主義」「フェミサイドとグローバル経済」「武力紛争フェミサイド」に焦点を当てる。

同書のロビン・ブルジョワ論文「植民地フェミサイド」は、カナダにおける「フェミサイド流行病」を論じる。ブルジョワはブロック女性・ジェンダー研究センター准教授で、先住民フェミニズム研究者である。ブルジョワは、カナダ警察の統計データは先住民族女性の現実を反映していないと言う。植民地主義的法実践の結果、先住民族は過剰に犯罪者扱いされる一方、先住民族女性の犯罪被害が過小評価されている。このため統計の見直しをして、カナダ各地の先住民族女性の声を収集し、現実を探査する。ブルジョワはフェミサイドや女性殺害を表現する言葉として「殺人者植民地主義」を唱える。一八七六年の連邦インディアン法以来、政治、経済、文化のあらゆる面での植民地支配は反先住民族レイシズムと白人優越主義を浸透させた。

日本的フェミサイドとの闘い

ブルジョワは、先住民族女性を被害者に押し込めない。先住民族の抵抗と持続力・生命力に着目する。植民地主義の悪影響を告発する。「行方不明女性メモリアルデー」を制定する。国際人権NGOの協力を得て国連人権理事会や条約委員会に情報提供し、人権侵害の抑止を訴える。フェミサイド対策のために政府予算の支出を獲得する。ブルジョワは、植民地国家は先住民族の土地を盗み、ジェノサイドを行い、先住民族人口を減少させたと言う。フェミサイドはカナダ植民地秩序の不可分の一部である。カナダ政府は対策を講じているが、あまりに限定的である。

植民地フェミサイドとの闘いは世界的共通課題である。一九九〇年代、国連人権委員会が「女性に対する暴力」を、人権小委員会が「戦時性暴力」をテーマ設定して以来、現在まで続いている。焦点となったのは第一に旧ユーゴスラヴィア民族浄化、第三にルワンダのツチ人ジェノサイド、第三に日本軍「慰安婦」問題であった。一九九六年のクマラスワミ「女性に対する暴力」特別報告書、一九九八年のマクドゥーガル「戦時性暴力」特別報告書が、いずれも日本軍「慰安婦」問題を取り上げたのはそのためだった。

韓国の「慰安婦」被害者がカムアウトして以来、台湾、中国、フィリピン、東ティモール、オランダなど各国の被害女性が謝罪と責任者処罰を求めて立ち上がった。ピークは二〇〇〇年の民衆法廷「女性国際戦犯法廷」である。女性法廷判決は、東アジアにおける日本軍の性暴力を総合的に解明し、その組織性と広範性を論証し、人道に対する罪の成立を結論付けた。その白眉は昭和天皇裕仁の有罪認定である。アジア各国の「慰安婦」被害女性、女性人権団体、及び法律家の協力で実現した裁きが植民地フェミサイドとの闘いであった。

沖縄米軍基地に由来する性暴力とその放置・容認は米日合作の植民地フェミサイドである。アイ

ヌ民族女性、在日朝鮮人女性に対する差別と暴力も続いている。フェミサイド克服の理論と実践が求められる。